

山口県報

平成20年
2月26日
(火曜日)

目 次

告示
区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間(水産振興課)……………一
定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間(水産振興課)……………三八



山口県告示第七十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 免許の内容たるべき事項
 - (一) 公示番号 区第一号
 - (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置
 - 阿武郡阿武町大字奈古字土地先
 - (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 阿武郡阿武町大字奈古字土防波堤突端南側角
 - 点イ Aから二三五度三〇分二六一メートルの点
 - ロ Aから二一九度二八五メートルの点
 - ハ Aから一四八度一〇〇メートルの点
 - ニ Aから一四八度一五メートルの点
- (五) 地元地区
阿武郡阿武町大字奈古

- (一) 公示番号 区第二号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置
 - 阿武郡阿武町大字奈古黒山地先

(四) 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 阿武郡阿武町大字奈古漁港防波堤灯台基部
 - 点イ Aから一六七度三四六メートルの点
 - ロ Aから一八四度四〇分五〇六メートルの点
 - ハ Aから一七五度三〇分五六八メートルの点
 - ニ Aから一五八度三〇分四二五メートルの点
- (五) 地元地区
阿武郡阿武町大字奈古

- (一) 公示番号 区第三号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置
 - 阿武郡阿武町大字奈古字土地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- (三) 漁場の位置
萩市大字椿東字後小畑狐島地先
- (四) 漁場の区域
次のA、口、イ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大字椿東字後小畑狐島潟港海岸肥揚場丸瀬頂上

B " " 狐島台地南東端

C " " 潟港B防波堤白灯台基部

D " " 潟港C防波堤赤灯台基部

点イ BとDとを結んだ線上Bから五〇メートルの点

口 AとCとを結んだ線上Aから五〇メートルの点

(五) 地元地区
萩市大字椿東(小畑地区に限る。)

- (一) 公示番号 区第四号
- (二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置

萩市三見地先

- (四) 漁場の区域

次のイ、口、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市三見三見漁港A護岸北西端

点イ Aから三三〇度五三メートルの点

口 Aから三三一一度一〇六メートルの点

ハ Aから一〇度一三六メートルの点

ニ Aから三二度一〇二メートルの点

- (五) 地元地区

萩市三見

- (一) 公示番号 区第五号
- (二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置

萩市大島字長浜地先

- (四) 漁場の区域

次のイ、口、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大島大島漁港E防波堤とG防波堤との南側接点

点イ Aから九〇度六〇メートルの点

口 Aから一三三度九五メートルの点

ハ Aから九六度二七〇メートルの点

ニ Aから八〇度二五五メートルの点

- (五) 地元地区
萩市大島

- (一) 公示番号 区第六号
- (二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置

長門市三隅下字幸島洲の鼻地先

- (四) 漁場の区域

次のイ、口、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市三隅下室生北側防波堤屈折部に設置した標柱

点イ Aから三二五度三九五メートルの点

口 Aから三一九度三〇分六八五メートルの点

ハ Aから二九一度七三メートルの点

ニ Aから二七七度三〇分四六三メートルの点

(五) 地元地区

長門市三隅下(野波瀬地区に限る。)

(一) 公示番号 区第七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市三隅中字小網代地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市三隅中字小網代護岸北側四番門扉南端

B " " 護岸北側一番門扉南端

点イ Aから二六九度一四〇メートルの点

ロ Bから二七八度三〇分一〇メートルの点

(五) 地元地区

長門市三隅下(野波瀬地区を除く。)及び三隅中

(一) 公示番号 区第八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あおのり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

長門市三隅中三隅川河口

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市三隅中字下東方琴橋右岸中央

B " " 琴橋左岸中央

C " " 字鬼崎開作護岸北西端

D " " 三隅下殿村開作護岸北東端

(五) 地元地区

長門市三隅下(野波瀬地区を除く。)及び三隅中

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市三隅下字沢江地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市仙崎と同市三隅下との最大高潮時海岸線上の境界点

B " 三隅中字小網代護岸北側一番門扉南端

点イ Aから三九度六四〇メートルの点

ロ Aから三九度四五〇メートルの点

ハ Bから二三二度一、二〇五メートルの点

ニ Bから二三二度九七〇メートルの点

長門市三隅下(野波瀬地区を除く。)及び三隅中

(一) 公示番号 区第十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
長門市仙崎紫津浦地先
漁場の区域
次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 長門市仙崎字松ヶ崎A消波堤突端西側角
B " " 字六官B消波堤突端西側角
C " " 字逢坂見突堤突端東側角
D " " 字藻尻鼻突堤突端東側角
- (五) 地元地区
長門市仙崎
- (一) 公示番号 区第十一号
- (二) 漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
長門市油谷向津具下油谷島地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 長門市油谷向津具下字磯ノ町一六六六地先に設置した標識
B " " 字箸神一〇二三の一に設置した標識
点イ Aから三〇度三〇〇メートルの点
ロ Aから三〇度一〇〇メートルの点
ハ Bから三〇度二〇メートルの点
ニ Bから三〇度二〇メートルの点
- (五) 地元地区
長門市油谷向津具下(大浦地区に限る。)

- (一) 公示番号 区第十二号
- (二) 漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
長門市油谷向津具下字青田地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 長門市油谷向津具下字堂ノ元三一〇五に設置した標識
B " " 字青田二〇六六の五二に設置した標識
点イ Aから一八〇度四〇メートルの点
ロ Bから一七五度八〇メートルの点
ハ Bから一七五度三〇〇メートルの点
ニ Aから一八〇度一八〇メートルの点
- (五) 地元地区
長門市油谷向津具下(大浦地区に限る。)
- (一) 公示番号 区第十三号
- (二) 漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
長門市油谷向津具下字平坊地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 長門市油谷向津具下久津漁港西防波堤基部から南西へ三五メートルの点に設置した標識
B " " 字中尾黒岩鼻に設置した標識
C " " 字堂ノ元三一〇五に設置した標識

- (一) 公示番号 区第十四号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 - 長門市油谷向津具下字江の島地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 長門市油谷向津具下江の島南東端に設置した標柱
 - B " " 江の島北端に設置した標柱
 - 点イ Aから九〇度五〇メートルの点
 - ロ Aから九〇度一七〇メートルの点
 - ハ Bから九〇度一七〇メートルの点
 - ニ Bから一五度一八〇メートルの点
 - ホ Bから一五度五〇メートルの点
 - ヘ Bから九〇度五〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 長門市油谷向津具下(大浦地区を除く。)
 - (及び油谷向津具上(久津地区に限る。))

- (一) 公示番号 区第十五号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 - 長門市油谷向津具上字田屋地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 長門市油谷向津具上字小田多二二〇の一に設置した標識
 - B " " 字田屋五〇の二に設置した標識
 - 点イ Aから一六八度三〇分三三〇メートルの点
 - ロ Aから一六八度三〇分四七〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 長門市油谷向津具上(久津地区に限る。)

- (一) 公示番号 区第十六号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 - 長門市油谷向津具上字田屋地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 長門市油谷向津具上字小田多二二〇の一に設置した標識
 - B " " 字田屋五〇の二に設置した標識
 - 点イ Aから一四〇度二〇〇メートルの点
 - ロ Aから一四〇度三五〇メートルの点
 - ハ Bから一四〇度三八〇メートルの点
 - ニ Bから一四〇度二三〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 長門市油谷向津具上(久津地区に限る。)

- (一) 公示番号 区第十四号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 - 長門市油谷向津具下字江の島地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 長門市油谷向津具下江の島南東端に設置した標柱
 - B " " 江の島北端に設置した標柱
 - 点イ Aから九〇度五〇メートルの点
 - ロ Aから九〇度一七〇メートルの点
 - ハ Bから九〇度一七〇メートルの点
 - ニ Bから一五度一八〇メートルの点
 - ホ Bから一五度五〇メートルの点
 - ヘ Bから九〇度五〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 長門市油谷向津具下(大浦地区を除く。)
 - (及び油谷向津具上(久津地区に限る。))

- (五) 地元地区
 - 八 Bから一七〇度五七〇メートルの点
 - 二 Bから一七〇度四五〇メートルの点

- (一) 公示番号 区第十七号
- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 あおのり養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置 長門市油谷蔵小田掛淵川河口
- (四) 漁場の区域 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
 基点A 長門市油谷蔵小田新橋右岸下流側橋台
 B " " 字西ノ原一七七八の六に設置した標識
 C " " " 一一九八の二に設置した標柱
 D " " 字浦東二四三〇の一に設置した標柱
 点イ Aから二八一度三〇分二〇メートルの点
 ロ Bから二八〇度一〇メートルの点
 ハ Cから二八〇度一〇メートルの点
 ニ Dから二八〇度一〇メートルの点
 ホ Dから二八〇度八五メートルの点
 ヘ Cから二八〇度一〇〇メートルの点
 ト Aから二八一度三〇分八〇メートルの点

- (五) 地元地区 長門市油谷蔵小田
- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第十八号
- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 あおのり養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置 下関市豊北町大字粟野粟野川河口
- (四) 漁場の区域 次イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
 基点A 下関市豊北町大字粟野字郷西中水門東口角
 点イ Aから二七二度三〇分二二〇メートルの点
 ロ Aから五三度三〇分一三五メートルの点
 ハ Aから四三度一六〇メートルの点
 ニ Aから二九四度三〇分一七〇メートルの点
 ホ Aから二九四度三〇分三二四メートルの点
 ヘ Aから二八七度三〇分三二六メートルの点

- (五) 地元地区 下関市豊北町大字粟野
- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第十九号
- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置 下関市豊北町大字神田上和久漁港(北港)地先
- (四) 漁場の区域 次イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- (五) 地元地区
下関市豊北町大字神田上(和久地区に限る。)
- 基点A 下関市豊北町大字神田上和久漁港(北港) B 防波堤突端北東側角
- 点イ Aから防波堤に沿って南東へ八〇メートルの点
- ロ Aから二七度八八メートルの点
- ハ Aから五八度三〇メートルの点

- (二) (一) 公示番号 区第二十号
漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
下関市豊浦町大字涌田後地先
- (四) 漁場の区域
次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、トの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- 基点A 下関市豊浦町大字涌田後地涌田漁港A防波堤突端中央部
- 点イ Aから一〇九度五〇メートルの点
- ロ Aから一七五度二四五メートルの点
- ハ Aから二二六度二九〇メートルの点
- ニ Aから三三四度三〇分二五〇メートルの点
- ホ Aから二五八度四六五メートルの点
- へ Aから二八八度三〇分四三〇メートルの点
- ト Aから三〇二度一六〇メートルの点
- (五) 地元地区
下関市豊浦町大字涌田後地

- (二) (一) 公示番号 区第二十一号
漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
下関市大字蓋井島蓋井島漁港地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 下関市大字蓋井島蓋井島漁港中防波堤突端に設置した標柱
- 点イ Aから二八度六二メートルの点
- ロ Aから二二度四〇メートルの点
- ハ Aから一〇四度九六メートルの点
- ニ Aから九二度一〇メートルの点
- (五) 地元地区
下関市大字蓋井島

- (二) (一) 公示番号 区第二十二号
漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
下関市武久町二丁目武久海水浴場地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 下関市武久町二丁目安瀬尻南端に設置した標柱
- B 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱
- 点イ Aから一七八度五〇メートルの点
- ロ Aから二〇九度三〇分五七〇メートルの点
- ハ Bから三三四度四七〇メートルの点
- ニ Bから二二度三〇分四三〇メートルの点
- (五) 地元地区
下関市伊崎町二丁目及び伊崎町二丁目

(六) 制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二十三号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市金比羅町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市武久町二丁目安瀬尻南端に設置した標柱

B 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱

点イ Aから一八六度三〇分一、三六〇メートルの点

ロ Aから一九九度三〇分一、二八〇メートルの点

ハ Bから三〇〇度五〇メートルの点

ニ Bから三〇〇度二〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市伊崎町二丁目及び伊崎町二丁目

(一) 公示番号 区第二十四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 わかめ養殖業

3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

下関市筋ヶ浜町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市筋ヶ浜町身投岩突端に設置した標柱

B 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱

点イ Aから二八五度六二〇メートルの点

ロ Aから二七三度三三〇メートルの点

ハ Bから一八七度一三〇メートルの点

ニ Bから二七二度二八〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市伊崎町二丁目及び伊崎町二丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二十五号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市彦島迫町六丁目地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市彦島迫町六丁目彦島大橋南側橋脚北端

点イ Aから二七八度三三〇メートルの点

ロ Aから二七八度五六〇メートルの点

ハ Aから二七四度七四〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目及び彦島角倉町三丁目

(一) 公示番号 区第二十六号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

下関市彦島迫町六丁目地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市彦島迫町六丁目彦島大橋南側橋脚北端

点イ Aから二七八度五六〇メートルの点

ロ Aから二七八度九六〇メートルの点

ハ Aから二三九度一、一三〇メートルの点

ニ Aから二二七度七四〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市彦島海士郷町、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目及び彦島角倉町三丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二十七号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

下関市彦島西山町二丁目長無田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市彦島西山町二丁目四二五〇の二二九に設置した標識

B " 彦島西山町四丁目下関漁港南風泊分港B防波堤突端東側角

点イ Aから三一七度四六分三三〇メートルの点

ロ Aから五度五九分一七六メートルの点

ハ Aから〇度三五分九八八メートルの点

ニ Bから六三度〇二分五七二メートルの点

ホ Bから一〇一度三〇分五二〇メートルの点

ヘ Aから三一四度三七分七二メートルの点

(五) 地元地区

下関市彦島西山町二丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二十八号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市彦島西山町四丁目地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市彦島西山町四丁目下関漁港南風泊分港B防波堤突端東側角

点イ Aから六三度〇二分五七二メートルの点

ロ Aから五一度三〇分四四四メートルの点

ハ Aから八四度三四四メートルの点

ニ Aから一〇一度三〇分五二〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市彦島西山町二丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町

- (一) 公示番号 区第二十九号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 下関市彦島竹ノ子島町地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、又、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 下関市彦島竹ノ子島町北滝の鼻に設置した標柱
 - B " " さつま鼻北端に設置した標柱
 - 点イ Aから一九二度三〇メートルの点
 - ロ Aから三〇六度一五分六〇メートルの点
 - ハ Bから二八二度二四〇メートルの点
 - ニ Bから二二一度三〇分一九〇メートルの点
 - ホ Bから二〇五度一四〇メートルの点
 - へ Bから二三七度二二〇メートルの点
 - ト Bから二二度三〇分三〇メートルの点
 - チ Bから二〇度五〇メートルの点
 - リ Bから八二度九〇メートルの点
 - 又 Bから三五七度一六〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第三十号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 下関市彦島竹ノ子島町稲荷堂地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 下関市彦島竹ノ子島町稲荷堂の鼻に設置した標柱
 - B " " つきだしの鼻北西端に設置した標柱
 - 点イ Aから四八度四二メートルの点
 - ロ Aから一九〇度一四メートルの点
 - ハ Aから三〇五度四五分一七〇メートルの点
 - ニ Aから二九〇度一八一メートルの点
 - ホ Bから二〇六度三〇分七〇メートルの点
 - へ Bから一八〇度二五メートルの点
 - ト Bから二三三度二〇メートルの点
 - チ Bから二九度三六メートルの点
- (五) 地元地区
 - 下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百一号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 下関市王司地先
- (四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識

B " 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一三三度一、一六〇メートルの点

ロ Aから一三五度二、〇七五メートルの点

ハ Bから一五〇度三〇分二、〇八〇メートルの点

ニ Bから一四九度三〇分一、五八五メートルの点

ホ Bから一五七度一〇分一、三三〇メートルの点

(五) 地元地区

(一) 公示番号 区第二百二号
(二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
(三) 漁業の名称 のり養殖業
(四) 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
(五) 漁場の位置 下関市王司本町一丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司南町、王司川端二丁目、王司川端三丁目、乃木浜三丁目、王司神田町二丁目、王司神田町二丁目及び王司神田町六丁目
(六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百二号

(二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

(三) 漁業の名称 のり養殖業

(四) 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(五) 漁場の位置

下関市王司地先

(六) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識

B " 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一三五度三〇分二、五七五メートルの点

ロ Aから一三六度三、一八〇メートルの点

ハ Bから一五〇度三、五四〇メートルの点

ニ Bから一五一度一五分二、六二〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市王司本町一丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司南町、王司川端二丁目、王司川端三丁目、乃木浜三丁目、王司神田町二丁目、王司神田町二丁目及び王司神田町六丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百二号

(二) 漁業の種類等

(三) 漁業の名称 第一種区画漁業

(四) 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(五) 漁場の位置

下関市白崎二丁目地先

(六) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市松屋本町三丁目海上自衛隊小月航空基地護岸北西端に設置した

標識

B " 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一三三度六九〇メートルの点

ロ Aから二〇四度一五分二二〇メートルの点

ハ Aから六度五一〇メートルの点

ニ Aから三四七度六〇〇メートルの点

ホ Bから六一度七九〇メートルの点

へ Bから一五一度一、一八〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

下関市工領開作地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

B " 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから二五二度三〇分九五〇メートルの点

ロ Aから二七二度一五五分一、六四五メートルの点

ハ Bから一四六度三〇分一、三三五メートルの点

ニ Bから一四二度一、五五〇メートルの点

ホ Bから一四五度二、〇八〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百五号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

(四) 下関市工領開作地先

漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

B " 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一九〇度一五分一、五三〇メートルの点

ロ Aから一九四度五〇分六五五メートルの点

ハ Aから二二二度四〇分六五五メートルの点

ニ Bから一四七度二、五八〇メートルの点

ホ Bから一四七度三、五三五メートルの点

(五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百六号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

下関市工領開作地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

B " 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一八八度三〇分三、〇三〇メートルの点

ロ Aから一九〇度一、七三〇メートルの点

- 八 Bから二四七度三、六八五メートルの点
- 二 Bから二四七度四、六二〇メートルの点

(五) 地元地区
 下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件
 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百七号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置
 下関市工領開作地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市松屋本町三丁目海上自衛隊小月航空基地護岸北西端に設置した

標識

B " 工領開作護岸南東端に設置した標識

点イ Aから二三度五〇〇メートルの点

ロ Aから二三度三〇分五五〇メートルの点

ハ Bから二四七度三〇分六六〇メートルの点

ニ Bから二八四度五五〇メートルの点

ホ Bから二八四度三〇分六八〇メートルの点

へ Bから二六九度七〇〇メートルの点

ト Bから二七三度三〇分一、一〇〇メートルの点

チ Bから二八二度一、一〇〇メートルの点

(五) 地元地区

- 下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件
 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百八号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置
 下関市工領開作地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

点イ Aから一七二度六〇メートルの点

ロ Aから二八三度四七〇メートルの点

ハ Aから二五九度五〇〇メートルの点

ニ Aから二五二度四二〇メートルの点

ホ Aから二三三度五五〇メートルの点

へ Aから一八六度四六〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百九号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 山陽小野田市大字郡地先
 - 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 山陽小野田市大字津布田字平松郡津布田海岸護岸東端に設置した標識
 - B " 大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地棧橋灯柱
 - 点イ Aから三四度七二〇メートルの点
 - ロ Aから三三四度二、五四〇メートルの点
 - ハ Bから二一八度二、二四〇メートルの点
 - ニ Bから二一八度四八〇メートルの点
- (四) 地元地区
 - 山陽小野田市大字郡
- (五) 漁場の位置
 - 山陽小野田市大字郡厚狭川河口
 - 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 山陽小野田市大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地南護岸屈折部に設置した標識
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 山陽小野田市大字郡厚狭川河口
 - 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 山陽小野田市大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地南護岸屈折部に設置した標識

- 点イ Aから護岸沿いに東へ五〇メートルの点
- ロ Aから一八〇度三〇〇メートルの点
- ハ Aから一三八度四〇〇メートルの点
- ニ Aから護岸沿いに東へ三〇〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 山陽小野田市大字郡
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十一号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 山陽小野田市大字郡厚狭川河口
 - 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、Dの各点を順次結んだ線、Cとタとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(次のレ、ソ、ツ、ネの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。)
 - 点の位置
 - 基点A 山陽小野田市大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地南護岸屈折部に設置した標識
 - B " " 若山産業株式会社埋立地護岸北東端に設置した標識
 - C " " 字梶中沖開作護岸南東端から護岸沿いに西へ五八〇メートルの点に設置した標識
 - D " " 沖開作護岸東端から護岸沿いに北へ一、〇〇メートルの点に設置した標識
 - E " " 大字西高泊中地区開作護岸南西端に設置した標識
 - F Eから護岸沿いに北へ二九〇メートルの点に設置した標識
 - G Fから護岸沿いに北へ一九七メートルの点に設置した標識
 - H 山陽小野田市大字西高泊黒崎開作樋門に設置した標識

- (一) 公示番号 区第二百十二号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
- (三) 漁業の名称 のり養殖業
- (四) 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (五) 漁場の位置

(六) 制限又は条件
 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (五) 地元地区 山陽小野田市大字郡
- (四) 字後潟護岸唐樋に設置した標識
- 点イ Aから一五五度三〇分六一〇メートルの点
- ロ Eから一九三度三〇分一、一八〇メートルの点
- ハ Eから一八〇度三〇分八三五メートルの点
- ニ EとBとを結んだ線上Eから三三五メートルの点
- ホ Eから三三五度四〇分の線とFから二六〇度四〇分の線との交点
- ヘ Eから三〇七度の線とFから二七一度の線との交点
- ト Fから二七九度四〇分の線とGから二六六度の線との交点
- チ Fから三〇〇度三〇分の線とGから二八四度二〇分の線との交点
- リ Fから三四一度二〇分の線とGから三〇一度の線との交点
- 又 Fから四度三〇分の線とGから三三八度四〇分の線との交点
- ル Gから三度三〇分の線とHから二四七度の線との交点
- ヲ Gから一〇度四〇分の線とHから二八七度の線との交点
- ワ Gから七度三〇分の線とHから二八七度の線との交点
- カ Hから三四五度の線とIから二八三度三〇分の線との交点
- ヨ Dから九〇度二〇メートルの点
- タ Cから一八〇度の線と山陽小野田市大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地護岸との交点
- レ ロと八とを結んだ線上ロから三六〇メートルの点
- ソ ロと八とを結んだ線上ロから三八〇メートルの点
- ツ Cとタとを結んだ線上タから一〇〇メートルの点
- ネ Cとタとを結んだ線上タから五六メートルの点

(四)

山陽小野田市大字西高泊地先
 漁場の区域

次のG、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、又、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の位置

基点A 山陽小野田市大字西高泊中地区開作護岸南端

- B Aから護岸沿いに西へ一四〇メートルの点に設置した標識
- C 山陽小野田市大字西高泊中地区開作護岸西端に設置した標識
- D Cから護岸沿いに北へ二九〇メートルの点に設置した標識
- E Dから護岸沿いに北へ一九七メートルの点に設置した標識
- F 山陽小野田市大字西高泊黒崎開作樋門に設置した標識
- G " " 字後潟高泊漁港南角基部に設置した標識
- H " " 護岸唐樋に設置した標識
- 点イ Gから二九〇度一〇〇メートルの点
- ロ Hから二八三度三〇分一〇〇メートルの点
- ハ Fから三四五度の線とHから二八三度三〇分の線との交点
- ニ Eから七度三〇分の線とFから二八七度の線との交点
- ホ Eから一〇度四〇分の線とFから二八七度の線との交点
- ヘ Eから三度三〇分の線とFから二四七度の線との交点
- ト Dから四度二〇分の線とEから三三八度四〇分の線との交点
- チ Dから三四一度二〇分の線とEから三〇一度の線との交点
- リ Dから三〇〇度三〇分の線とEから二八四度二〇分の線との交点
- 又 Dから二七九度四〇分の線とEから二六六度の線との交点
- ル Cから三〇七度の線とDから二七一度の線との交点
- ヲ Cから三五五度四〇分の線とDから二六〇度四〇分の線との交点
- ワ Cと山陽小野田市大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地北東端とを結んだ線上Cから三三五メートルの点
- カ Cから一八〇度三〇分八三五メートルの点
- ヨ Cから一九三度三〇分一、一八〇メートルの点
- タ Bから一九八度四〇分一、〇七〇メートルの点
- レ Aから一三八度三〇分二〇〇メートルの点
- (五) 地元地区 山陽小野田市大字西高泊
- (六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十三号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置 山陽小野田市大字西高泊地先
- (四) 漁場の区域 山陽小野田市大字西高泊地先

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点A 山陽小野田市大字西高泊中地区開作護岸南端から護岸沿いに西へ一四

メートルの点に設置した標識

B " " 中地区開作護岸西端に設置した標識

点イ Aから二〇五度一〇分一、五二〇メートルの点

ロ Bから二〇六度一、六四〇メートルの点

ハ Bから二一一度二、九二〇メートルの点

ニ Aから二〇七度四〇分一、八六〇メートルの点

- (五) 地元地区 山陽小野田市大字西高泊

- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十四号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置 山陽小野田市大字西高泊地先

漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
基点A 山陽小野田市大字小野田刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識

点イ Aから二八八度三〇分二、二五〇メートルの点

ロ Aから二七八度三、五六〇メートルの点

ハ Aから二六一度二〇分四、四二〇メートルの点

ニ Aから二四七度三、四六五メートルの点

ホ Aから二八七度三〇分二、〇九五メートルの点

- (五) 地元地区 山陽小野田市大字西高泊

- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十五号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置 山陽小野田市大字小野田刈屋地先

漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
基点A 山陽小野田市大字小野田刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識

点イ Aから二七四度一、〇九〇メートルの点

ロ Aから二八六度一〇分一、九〇〇メートルの点

ハ Aから二四四度三〇分三、三五五メートルの点

ニ Aから二三三度三〇分三、〇四〇メートルの点

ホ Aから二三一度三〇分二、九〇〇メートルの点

- (五) 地元地区
山陽小野田市大字小野田
制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。
- (六) 山陽小野田市大字小野田
制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。
- (二) (一) 公示番号 区第二百十六号
漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 のり養殖業
3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
漁場の位置
山陽小野田市大字小野田刈屋地先
漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 山陽小野田市大字小野田刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識
点イ " " 刈屋漁港A防波堤突端
ロ Aから二八〇度四四〇メートルの点
ハ Aから二三六度三〇分九六〇メートルの点
ニ Aから二一一度三〇分八六五メートルの点
ホ 山陽小野田市大字小野田字入道石一三三五の二七に設置した標識
- (一) (一) 公示番号 区第二百十七号
漁業の種類等

- (一) (一) 公示番号 区第二百十八号
漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 のり養殖業
3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (二) (一) 公示番号 区第二百十八号
漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 のり養殖業
3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
山陽小野田市大字小野田松浜地先
漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 山陽小野田市大字小野田刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識
B " " 宇部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識
C Bから護岸沿いに北へ一、三二〇メートルの点に設置した標識
点イ Aから一八九度五〇分一、〇二五メートルの点
ロ Aから一九六度二〇分一、一二〇メートルの点
ハ Aから二〇六度三〇分一、〇三五メートルの点
ニ Aから二〇八度三〇分九七〇メートルの点
ホ Aから二三四度一、〇五五メートルの点
へ Aから二一九度三〇分二、七四〇メートルの点
ト Aから二二三度二、九一〇メートルの点
チ Bから二六四度一、四四五メートルの点
- (四) 漁場の位置
山陽小野田市大字小野田松浜地先
漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 山陽小野田市大字小野田刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識
B " " 宇部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識
C Bから護岸沿いに北へ一、三二〇メートルの点に設置した標識
点イ Aから一八九度五〇分一、〇二五メートルの点
ロ Aから一九六度二〇分一、一二〇メートルの点
ハ Aから二〇六度三〇分一、〇三五メートルの点
ニ Aから二〇八度三〇分九七〇メートルの点
ホ Aから二三四度一、〇五五メートルの点
へ Aから二一九度三〇分二、七四〇メートルの点
ト Aから二二三度二、九一〇メートルの点
チ Bから二六四度一、四四五メートルの点
- (五) 地元地区
山陽小野田市大字小野田
制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。
- (六) 山陽小野田市大字小野田
制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(三) 漁場の位置

山陽小野田市大字小野田本山地先

(四) 漁場の区域

次のB、イ、ロ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字小野田宇部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識

B Aから護岸沿いに北へ一、一八〇メートルの点に設置した標識

点イ Aから二六一度三〇分一、三六五メートルの点

ロ Aから二三五度二〇分九七五メートルの点

(五) 地元地区

山陽小野田市大字小野田

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百十九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字西沖の山西沖干拓地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端

点イ Aから一六一度三〇分二八〇メートルの点

ロ Aから二四二度二分九四五メートルの点

ハ Aから二三三度一五分一、一一メートルの点

ニ Aから二二二度四〇分一、五八八メートルの点

ホ Aから二三三度一、九一九メートルの点

へ Aから二二四度五三分二、四四二メートルの点

ト Aから二〇六度五九分二、七七八メートルの点

チ Aから一九〇度三〇分二、四九〇メートルの点

リ Aから一六五度六八五メートルの点

(五) 地元地区

宇部市大字藤曲及び大字妻崎開作

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百二十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あおのり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年五月三十一日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字藤曲厚東川河口

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、FとGとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(次のイとロとを結んだ線、ハとニとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

基点A 宇部市大字中野開作宇部線厚東川橋りよう右岸下流側基部

B " 岩鼻町宇部線厚東川橋りよう左岸下流側基部

C " 大字妻崎開作厚東川旧厚東川大橋右岸下流側基部

D " 西平原四丁目厚東川旧厚東川大橋左岸下流側基部

E " 大字妻崎開作小野田線厚東川橋りよう右岸下流側基部

F Eから護岸沿いに下流へ一、二二〇メートルの点に設置した標識

G 宇部市大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端

点イ Cから護岸沿いに下流へ五〇メートルの点

ロ Dから護岸沿いに下流へ五〇メートルの点

ハ Cから護岸沿いに下流へ八〇メートルの点

- (一) 公示番号 区第二百二十一号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 宇部市大字藤曲厚東川河口
- (四) 漁場の区域
 - 次のBとCとを結んだ線、D、イ、Eの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部
 - B Aから護岸沿いに下流へ一、二二〇メートルの点に設置した標識
 - C 宇部市大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端
 - D // 大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって一七五メートルの点に設置した標識
 - E // 大字藤曲埋立地護岸南西端
 - F Eから二七八度の線と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸との交点に設置した標識
 - 点イ EとFとを結んだ線上Fから二五〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 宇部市大字藤曲及び大字妻崎開作
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百二十三号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 宇部市大字小串沖の山埋立地地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端
 - 点イ Aから二五四度一、〇七〇メートルの点
 - ロ Aから二五九度一、一八〇メートルの点
 - ハ Aから二四五度一、六五〇メートルの点
 - ニ Aから二三九度三〇分一、六五〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、大字小串、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、助田町、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、上町一丁目、上町二丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、相生町、新町、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、錦町、明治町一丁目、明治町二丁目、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、幸町、東見初町、則貞五丁目及び大字沖宇部(亀浦地区を除く。)
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(四) 宇部市大字冲宇部東見初埋立地地先

漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字冲宇部東見初埋立地護岸西端

B " " 東見初埋立地護岸南西端

点イ Aから二三度二七分一、六七八メートルの点

ロ Aから三三度二、三三〇メートルの点

ハ Bから二四度二〇分一、九五五メートルの点

ニ Bから二三度四四分一、一三八メートルの点

ホ Bから二八度三四分一、一八八メートルの点

ヘ Bから二八度三八分一、一八六メートルの点

ト Bから二九度〇三分一、二二七メートルの点

(五) 地元地区

宇部市港町一丁目、港町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、錦町、明治町一丁目、明治町二丁目、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、幸町、東見初町、則貞五丁目及び大字冲宇部(亀浦地区を除く。)

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百二十四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字冲宇部東見初埋立地地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、ヨ、タ、レ、ソ、

ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(ワとヨとを結ぶ線は力を中心とした半径五二〇メートルの円弧)

点の位置

基点A 宇部市大字冲宇部東見初埋立地護岸南西端

B " " 東見初埋立地護岸南東端

点イ Aから二三度四四分一、一三八メートルの点

ロ Aから二四度二〇分一、九五五メートルの点

ハ Bから二八度二、三二〇メートルの点

ニ Bから二七度四九〇メートルの点

ホ Bから一九度四三〇分六二〇メートルの点

ヘ Bから一九度五九〇メートルの点

ト Bから二七〇度四五〇メートルの点

チ Bから二七〇度二〇メートルの点

リ Bから二八度三四分一三五メートルの点

ヌ Bから二五度二六分一四五メートルの点

ル Bから三〇度二二分一五五メートルの点

ヲ Bから二〇七度五九分三三七メートルの点

ワ Bから二二度一四分三三三メートルの点

カ Bから二〇二度〇八分八四一メートルの点

ヨ Aから二七〇度二二分七七三メートルの点

タ Aから二七二度三三分八三二メートルの点

レ Aから一八五度二六分七六六メートルの点

ソ Aから一八五度三五分七七五メートルの点

ツ Aから一九四度二四分七五六メートルの点

ネ Aから一九四度三〇分七七五メートルの点

ナ Aから二〇四度二九分七七六メートルの点

ラ Aから二〇三度五三分八七二メートルの点

ム Aから二〇五度二二分八七四メートルの点

ウ Aから二〇四度一四分一、〇三八メートルの点

(五) 地元地区

宇部市明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、八王子町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、末広町、笹山町、五十目山町、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目及び亀浦五丁目

(六) 制限又は条件
 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百二十五号
 (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

1 漁業の種類 第一種区画漁業
 2 漁業の名称 のり養殖業
 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置 宇部市大字冲宇部山口宇部空港地先
 (四) 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
 基点A 宇部市大字冲宇部亀浦長門と周防との最大高潮時海岸線における境界
 点に設置した標柱

- B " " 宇部岬漁港旧防波堤灯台跡に設置した標柱
- 点イ Bから二五七度三〇分五二〇メートルの点
- ロ Bから一八四度二、四〇〇メートルの点
- ハ Bから二五〇度二、二二〇メートルの点
- ニ Bから二三〇度二、三三〇メートルの点
- ホ Aから一七〇度〇三分二、一七一メートルの点
- ヘ Aから一六七度五六〇メートルの点

(五) 地元地区

宇部市明神町二丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、八王子町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、末広町、笹山町、五十目山町、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目及び亀浦五丁目

(六) 制限又は条件
 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百二十六号
 (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

1 漁業の種類 第一種区画漁業
 2 漁業の名称 のり養殖業
 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置 宇部市床波一丁目地先
 (四) 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
 基点A 宇部市大字冲宇部亀浦長門と周防との最大高潮時海岸線における境界
 点に設置した標柱

- B " " 床波一丁目床波漁港防波堤灯台基部
- 点イ Aから二五三度一八分七二二メートルの点
- ロ Aから一六四度二七分一、九九〇メートルの点
- ハ Bから一六四度二、三二〇メートルの点
- ニ Bから一五八度一、一七〇メートルの点

(五) 地元地区

宇部市床波一丁目

(六) 制限又は条件
 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百二十七号
 (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

1 漁業の種類 第一種区画漁業
 2 漁業の名称 あおのり養殖業
 3 漁業の時期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(三) 漁場の位置 山口市阿知須字遠石きさら浜地先
 (四) 漁場の区域 次のロ、イ、ロ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

次のロ、イ、ロ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- (五) 点の位置
 - 基点A 山口市阿知須字遠石きさら浜北東端
 - B 宇部市大字東岐波立石灯台基部
 - C Bから三五四度二、二〇〇メートルの点に設置した標識
 - 点イ Bから三度三〇分二、一五〇メートルの点
 - 口 Bから九度三〇分三、七八〇メートルの点
- (六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百二十八号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あおのり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置

山口市阿知須字遠石きさら浜地先
- (四) 漁場の区域

次のC、イ、口、ハ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- (五) 点の位置
 - 基点A 山口市阿知須字遠石きさら浜北東端
 - B " 深溝藤尾鼻突端に設置した標識
 - C " 佐山新地護岸南端
 - D " 阿知須字遠石きさら浜北東端から護岸沿いに西へ五〇〇メートルの点に設置した標識
 - 点イ DとCとを結んだ線上Dから一五〇メートルの点
 - 口 Aから九二度五〇〇メートルの点
 - ハ Bと山口市秋穂二島幸崎突端とを結んだ線上Bから二五〇メートルの点
- (六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百二十九号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あおのり養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置

山口市深溝地先
- (四) 漁場の区域

次のイ、口、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- (一) 公示番号 区第二百三十号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あおのり養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置

山口市深溝地先
- (四) 漁場の区域

次のA、イ、B、C、口、ハ、ニ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- (一) 公示番号 区第二百三十号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あおのり養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置

山口市深溝地先
- (四) 漁場の区域

次のA、イ、B、C、口、ハ、ニ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

域

点の位置

基点A 山口市江崎字浦辺護岸南東角

B " " 字梅崎仏岩頂上

C " " 深溝波多瀬中央に設置した標柱

D " " 名田島昭和干拓南西角防波堤突端

点イ AとDとを結んだ線上Aから五〇〇メートルの点

ロ Bから一七四度五二〇メートルの点

ハ Bから三七度五二〇メートルの点

ニ Bから二〇度九五〇メートルの点

地元地区

山口市江崎、嘉川及び深溝

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百三十一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あおのり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

山口市名田島昭和干拓及び同市秋穂二島幸崎干拓地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、トの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市阿知須字遠石きさら浜北東端

B " " 秋穂二島幸崎干拓北端から護岸沿いに南へ四〇メートルの点に

設置した標識

点イ " " 小島干拓北西端

ロ " " 名田島昭和干拓南西端

ハ " " 深溝波多瀬中央に設置した標柱

ニ Bと山口市深溝藤尾鼻突端から海岸線沿いに南へ九〇メートルの点に

設置した標柱とを結んだ線上Bから三〇〇メートルの点

ホ Aから一〇二度七六〇メートルの点

へ Aから一〇九度五〇分一、八〇〇メートルの点

ト 山口市秋穂二島南前護岸南東端から護岸沿いに西へ三七〇メートルの

点に設置した標柱

(五) 地元地区

山口市秋穂二島及び名田島

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百三十二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あおのり、のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

山口市秋穂二島幸崎干拓地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市阿知須字遠石きさら浜北東端

B " " 秋穂二島長浜護岸南西端

点イ " " 南前護岸南東端から護岸沿いに西へ三七〇メートルの

点に設置した標柱

ロ Aから一〇九度五〇分一、八〇〇メートルの点

(五) 地元地区

山口市秋穂二島及び名田島

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百三十三号

- (二) 漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あおのり、のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
- 山口市秋穂二島地先
- (四) 漁場の区域
- 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 山口市秋穂二島字長浜西防波堤基部
- B " " 字岩屋岩屋南端
- 点イ Aと山口市阿知須字遠石きさら浜北東端とを結んだ線上Aから一、五〇メートルの点
- ロ Bから二五八度七二〇メートルの点
- ハ Bから一八〇度一五〇メートルの点
- (五) 地元地区
- 山口市秋穂二島及び名田島
- (六) 制限又は条件
- 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン、いかり及びくいを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百三十四号
- (二) 漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
- 防府市大字田島瀬頭地先
- (四) 漁場の区域
- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 防府市大字田島瀬頭南西端

- (二) 漁業の種類等
- 点イ Aから一八〇度六〇〇メートルの点
- ロ Aから二八〇度一、二〇〇メートルの点
- ハ Bから二一〇度三〇分一、〇六〇メートルの点
- ニ Bから二五九度五七〇メートルの点
- (五) 地元地区
- 防府市大字田島(中浦地区に限る。)
- (六) 制限又は条件
- 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百三十五号
- (二) 漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
- 防府市大字浜方中関西泊沖地先
- (四) 漁場の区域
- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 防府市大字田島屏風岩に設置した標識
- B " " 大字浜方中関西泊南防波堤旧突端に設置した標識
- 点イ Aから二五六度三九〇メートルの点
- ロ Aから二〇二度九五〇メートルの点
- ハ Bから一九四度一、〇八〇メートルの点
- ニ Bから一九四度三〇〇メートルの点
- (五) 地元地区
- 防府市大字浜方(中関地区に限る。)
- (六) 制限又は条件
- 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百三十六号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 防府市大字向島たずの鼻地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
 - 基点A 防府市大字向島たずの鼻南端
 - B " " 赤崎鼻南東端
 - 点イ Aから二七八度五二〇メートルの点
 - ロ Aから二七八度一、四六〇メートルの点
 - ハ Aから二六五度一、五二〇メートルの点
 - ニ Aから二三八度一、六二〇メートルの点
 - ホ Bから二七六度四五分一、七五〇メートルの点
 - へ Bから二八一度三〇分五八〇メートルの点
 - ト Bから二一六度三〇分一、一七〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 防府市大字向島
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百三十八号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 - 周南市大字大島卯津木崎地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
 - 基点A 周南市大字大島卯津木崎北端
 - 点イ Aから八五度三〇分一〇九メートルの点
 - ロ Aから七一度三〇分二〇六メートルの点
 - ハ Aから三八度三〇分二〇五メートルの点
 - ニ Aから二四度三〇分一〇八メートルの点
- (五) 地元地区
 - 周南市大字大島
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百三十九号
 - (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置 下松市大字東豊井洲鼻地先
 - (四) 漁場の区域 下松市大字東豊井洲鼻地先
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 下松市大字東豊井洲鼻日石棧橋西端
 - B " " 大字笠戸島瀬戸岬東端
 - 点イ Aから三〇二度一七〇メートルの点
 - ロ Bから四二度六〇メートルの点
 - ハ Bから五〇度五九〇メートルの点
 - ニ Aから二八二度一〇〇メートルの点
-
- (一) 公示番号 区第二百四十号
 - (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置 下松市大字笠戸島細折地先
 - (四) 漁場の区域 下松市大字笠戸島細折地先
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 下松市大字笠戸島細折ケーンソイヤード岸壁北東端
 - B " " 細折ケーンソイヤード岸壁南東端
 - 点イ Aから一四五度七〇メートルの点
 - ロ AとBとを結んだ線上Aから五〇メートルの点

- (一) 公示番号 区第二百四十一号
 - (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置 下松市大字笠戸島尾泊地先
 - (四) 漁場の区域 下松市大字笠戸島尾泊地先
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 下松市大字笠戸島尾泊城の鼻北端
 - B " " 尾泊黒鼻北端
 - 点イ AとBとを結んだ線上Aから一三〇メートルの点
 - ロ Aから一四七度三〇分一五五メートルの点
 - ハ Bから二五〇度一一五メートルの点
 - ニ AとBとを結んだ線上Bから八〇メートルの点
-
- (一) 公示番号 区第二百四十二号
 - (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 あかがい、かき垂下式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置 下松市大字笠戸島三百瀬地先
 - (四) 漁場の区域 下松市大字笠戸島三百瀬地先

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置
基点A 下松市大字笠戸島瀬戸岬西端

B " " はなぐり西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三八〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから五〇メートルの点

ハ Bから一〇五度五〇〇メートルの点

ニ Aから一八五度四三〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百四十三号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字笠戸島三百瀬地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市大字笠戸島瀬戸岬西端

B " " はなぐり西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三八〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから五〇メートルの点

ハ Bから一〇五度五〇〇メートルの点

ニ Aから一八五度四三〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百四十四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字笠戸島牛石地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市大字笠戸島はなぐり北西端

B " " 小城鼻北西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから三三〇メートルの点

ハ Bから七九度五一五メートルの点

ニ Aから一五七度五〇〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百四十五号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字笠戸島落地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市大字笠戸島落崎突端

B " " 尾郷尾郷岬西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから四〇メートルの点

ハ Bから五五度三六〇メートルの点

ニ Aから六五度三〇分三六〇メートルの点

(五) 地元地区
下松市

(一) 公示番号 区第二百四十六号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あかがい、かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字笠戸島深浦東地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区

域

点の位置

基点A 下松市大字笠戸島カツネ埼北端

B " " 狹崎北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから二〇〇メートルの点

ロ Aから一八二度八九〇メートルの点

ハ Aから一六八度九九〇メートルの点

ニ Bから二一四度三〇分一、一〇メートルの点

ホ Bから二〇九度一、〇四〇メートルの点

へ Bから二〇九度八二〇メートルの点

ト AとBとを結んだ線上Bから二〇〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百四十七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

(四) 地元地区
下松市大字笠戸島深浦東地先

(一) 公示番号 区第二百四十八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あかがい、かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字笠戸島深浦西地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

域

点の位置

基点A 下松市大字笠戸島カツネ埼東端

B " " 深浦西洞前田鼻北東端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ Bから三五二度五七〇メートルの点

ハ Bから二九六度二三〇メートルの点

ニ AとBとを結んだ線上Bから三〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(五) 地元地区
下松市

(一) 公示番号 区第二百四十九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字笠戸島深浦西地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市大字笠戸島カツネ埼東端

B " " 深浦西洞前田鼻北東端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ Bから三五二度五七〇メートルの点

ハ Bから二九六度二三〇メートルの点

ニ AとBとを結んだ線上Bから三〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百五十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

熊毛郡田布施町大字馬島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 熊毛郡田布施町大字馬島尾津漁港四号突堤東角

点イ Aから一四二度七〇五メートルの点

ロ Aから一四三度八五五メートルの点

ハ Aから一四八度八五〇メートルの点

ニ Aから一四八度七〇〇メートルの点

(五) 地元地区

熊毛郡田布施町

(一) 公示番号 区第二百五十一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

熊毛郡上関町大字長島字先鍋島地先

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 熊毛郡上関町大字長島字先鍋島社団法人山口県光・熊毛地区栽培漁業

協会上関栽培漁業センター 護岸北東角

B " " " " 沖A防波堤南角

C " " " " 沖A防波堤西角

D " " " " 鍋島南東端に設置した標識

E " " " " 鍋島南端に設置した標識

F " " " " 社団法人山口県光・熊毛地区栽培漁業

協会上関栽培漁業センター 護岸北東角から護岸沿いに西へ一三三メートルの点に設置した標識

協会上関栽培漁業センター 護岸北東角から護岸沿いに西へ一三三メートルの点に設置した標識

ルの点に設置した標識

(五) 地元地区

熊毛郡上関町大字長島(四代地区を除く。)

(一) 公示番号 区第二百五十二号

- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 - 柳井市阿月字相ノ浦地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 柳井市阿月阿月漁港(相ノ浦) A防波堤南側基部
 - 点イ Aから三〇度一六〇メートルの点
 - ロ Aから一五度一〇メートルの点
 - ハ Aから一〇五度一九〇メートルの点
 - ニ Aから五〇度二二〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 柳井市阿月
- (一) 公示番号 区第二百五十三号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 柳井市神代浦地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 柳井市神代和泉ヶ本神代漁港神代防波堤基部
 - 点イ Aから六六度一七〇メートルの点
 - ロ Aから八八度二三〇メートルの点
 - ハ Aから五六度五七〇メートルの点
 - ニ Aから四六度五四〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 柳井市神代浦地先

- (六) 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
 - 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百五十四号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 岩国市由宇町神東沖浦地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 岩国市由宇町神東由宇漁港南防波堤基部
 - B " " 公門所砂防堤基部
 - 点イ Aから二六六度一四〇メートルの点
 - ロ Bから一四度六〇メートルの点
 - ハ Bから一八五度三八〇メートルの点
 - ニ Bから二七五度四〇〇メートルの点
 - ホ Bから二四度一三〇メートルの点
 - ヘ Aから二五三度二一〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百五十五号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 岩国市由宇町神東城ヶ崎地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 岩国市由宇町神東由宇漁港由宇護岸南側基部
 - B " " 由宇漁港城ヶ崎北防波堤基部から海岸線沿いに北へ
- (一) 公示番号 区第二百五十六号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 岩国市由宇町神東地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 岩国市由宇町神東由宇漁港由宇護岸南側基部
 - B " " 由宇漁港城ヶ崎北防波堤基部から海岸線沿いに北へ
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。
- (五) 地元地区
 - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代

- 四三〇メートルの点に設置した標識
- 点イ Bから二〇五度二二〇メートルの点
- ロ Bから二〇〇度一九〇メートルの点
- ハ Aから一五度二二〇メートルの点
- ニ Aから四二度三二〇メートルの点
- ホ Aから三二度二九五メートルの点
- へ Aから一八度五五メートルの点
- (五) 地元地区
 - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。
- (一) 公示番号 区第二百五十七号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 岩国市由宇町神東水尻川河口左岸東角
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 岩国市由宇町神東水尻川河口左岸東角
 - 点イ Aから九七度八五メートルの点
 - ロ Aから八六度一四〇メートルの点
 - ハ Aから二六度一八五メートルの点
 - ニ Aから一三度四八〇メートルの点
 - ホ Aから六度四七〇メートルの点
 - へ Aから六度一六〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百五十八号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 岩国市青木町三丁目、保津町一丁目及び保津町二丁目地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 岩国市保津町二丁目保津川河口右岸角に設置した標識
 - B " 青木町二丁目船だまり南防波堤屈折部南東角に設置した標識
 - 点イ Aから七二度一八〇メートルの点
 - ロ Aから七二度五四〇メートルの点
 - ハ Bから八五度四九〇メートルの点
 - ニ Bから五八度三〇分二二〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 岩国市（通津、長野及び柱島並びに平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の区域を除く。）
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびかりを撤去しなければならぬ。
- (一) 公示番号 区第二百五十九号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置

岩国市保津町二丁目保津川地先

- (一) 公示番号 区第二百六十号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 のり養殖業
 - 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
 - 岩国市青木町三丁目萩原地先
- (四) 漁場の区域
 - 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 点の位置
 - 基点A 岩国市保津町一丁目保津住宅南水路出口に設置した標識
 - B " 青木町三丁目萩原跨線橋北側基部に設置した標識
 - 点イ Aから六二度九〇メートルの点
 - ロ Bから七〇度三〇分一〇〇メートルの点
- (五) 地元地区
 - 岩国市（通津、長野及び柱島並びに平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の区域を除く。）
- (六) 制限又は条件
 - 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百五十八号
- (二) 漁業の種類等
 - 基点A 岩国市通津浪の浦水路出口中央点に設置した標識
 - B " 保津町二丁目面高鼻に設置した標識
 - C " 保津町一丁目保津住宅南水路出口に設置した標識
 - 点イ Aから八九度三〇分六五メートルの点
 - ロ Bから一九二度一八〇メートルの点
 - ハ Bから九〇度六五メートルの点
 - ニ Cから六二度九〇メートルの点
- (四) 漁場の区域
 - 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 点の位置

(五) 地元地区

岩国市(通津、長野及び柱島並びに平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の区域を除く。)

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百六十一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あおのり、のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

岩国市門前川河口

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 岩国市門前町三丁目山陽本線門前川橋りょう左岸下流端から護岸沿いに下流五〇〇メートルの点に設置した標識

B " 三角町一丁目東新開作片鼻に設置した標識

C " " 東新開作護岸南東端から護岸沿いに北へ五五メートルの点に設置した標識

点イ Bから二〇三度三分五三〇メートルの点

ロ Bから一七五度四二〇メートルの点

ハ Cから一三五度二〇〇メートルの点

(五) 地元地区

岩国市(通津、長野及び柱島並びに平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の区域を除く。)

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百六十二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 わかめ養殖業

3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

岩国市柱島字端島東沢地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 岩国市柱島字端島端島漁港南防波堤南東端

点イ Aから一四一度四〇分二二五メートルの点

ロ Aから一九九度三〇分一九〇メートルの点

ハ Aから一八六度三二〇メートルの点

ニ Aから一四九度一五三分三六〇メートルの点

(五) 地元地区

岩国市柱島

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百六十三号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 わかめ養殖業

3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

岩国市柱島北泊地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 岩国市柱島洲の鼻東海岸護岸南東端

点イ Aから四〇度一九〇メートルの点

ロ Aから八一度四二〇メートルの点

- 八 Aから五八度五二〇メートルの点
- 二 Aから二四度三七五メートルの点
- (五) 地元地区
岩国市柱島
- (六) 制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百六十四号
- (二) 漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 わかめ養殖業
3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
岩国市柱島字黒島地先
- (四) 漁場の区域
次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 岩国市柱島字黒島黒島漁港北防波堤突端南東側角
B " " " 黒島漁港北A護岸東角
点イ Aから五一度一〇〇メートルの点
- (五) 地元地区
岩国市柱島
- (六) 制限又は条件
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百六十五号
- (二) 漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
大島郡周防大島町大字東三蒲字赤松地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 大島郡周防大島町大字東三蒲字赤松北水産加工団地護岸南西角
点イ Aから二四度三〇分七五メートルの点
ロ Aから三〇一度一〇〇メートルの点
ハ Aから二九度三〇分一二・五メートルの点
ニ Aから二三二度一〇一メートルの点
- (五) 地元地区
大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡大島町の区域に限る。)

- (一) 公示番号 区第二百六十六号
- (二) 漁業の種類等
1 漁業の種類 第一種区画漁業
2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
大島郡周防大島町大字戸田字葉山地先
- (四) 漁場の区域
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置
基点A 大島郡周防大島町大字戸田丸九五四に設置した標識
点イ Aから二〇度二三五メートルの点
ロ Aから三二〇度三一五メートルの点
ハ Aから二八八度三〇分二三〇メートルの点
ニ Aから五一度八〇メートルの点
- (五) 地元地区
大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡大島町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百六十七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字浮島字江ノ浦地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、口、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A

大島郡周防大島町大字浮島字江ノ浦水尻鼻南端に設置した標識

B "

浮島漁港(江ノ浦)江ノ浦防波堤A突端に

設置した標識

点イ Aから一八〇度五〇メートルの点

口 Bから一九〇度一〇〇メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町大字浮島

(一) 公示番号 区第二百六十八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字浮島字樽見地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、口、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A

大島郡周防大島町大字浮島浮島漁港(樽見)樽見防波堤A-1と樽見

防波堤A-2との西側接点に設置した標識

B "

字小柳小柳鼻北端に設置した標識

点イ Aから三二〇度一〇〇メートルの点

口 Bから三五八度六〇メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町大字浮島

(一) 公示番号 区第二百六十九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字浮島字頭島地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、口、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A

大島郡周防大島町大字浮島字頭島ビワガ首西端に設置した標識

B "

高砂南の大岩頂上に設置した標識

点イ Aから二七〇度一〇〇メートルの点

口 Aから三二五度一七〇メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町大字浮島

(一) 公示番号 区第二百七十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 魚類小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字浮島字頭島竜の口地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、口、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- (五) 大島郡周防大島町大字浮島
- 地元地区
- 点の位置
- 基点A 大島郡周防大島町大字浮島字頭島竜の口鼻南端に設置した標識
- B " " " 長崩岩頂上に設置した標識
- 点イ Aから一八〇度一〇〇メートルの点
- ロ Aから一〇二度二五〇メートルの点
- (二) (一) 大島郡周防大島町大字浮島
- 公示番号 区第二百七十一号
- (二) 漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 大島郡周防大島町大字浮島字頭島地先
- 漁場の位置
- 漁場の区域
- 次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 大島郡周防大島町大字浮島向大石頂上に設置した標識
- B " " " コロドの鼻東端に設置した標識
- 点イ Aから一八〇度一〇〇メートルの点
- ロ Bから一八〇度二一〇メートルの点
- (一) 大島郡周防大島町大字浮島
- 公示番号 区第二百七十二号
- (二) 漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 大島郡周防大島町大字森地先
- 漁場の位置
- 漁場の区域
- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 大島郡周防大島町大字森野漁港(森)D護岸基部に設置した標識
- 点イ Aから二三四度五〇分二七四メートルの点
- ロ Aから二九七度五〇分五六六メートルの点
- ハ Aから二八一度一〇分七〇五メートルの点
- ニ Aから二三五度四〇分五〇三メートルの点
- (五) 大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)
- 地元地区
- 大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)
- (一) 大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)
- 公示番号 区第二百七十四号
- (二) 漁業の種類等
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 大島郡周防大島町大字西方真宮島地先
- 漁場の位置
- 漁場の区域
- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識
- 点イ Aから四七度三三〇メートルの点
- ロ Aから五一度三〇分四四五メートルの点
- ハ Aから一九度六〇〇メートルの点
- ニ Aから一〇度五二五メートルの点

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字西方下田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識

点イ Aから護岸沿いに東へ五三メートルの点に設置した標識

ロ Aから四度三〇分一三〇メートルの点

ハ Aから北西へ一二〇メートルの点に設置した標識

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百七十五号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字西方下田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識

B " " " 白木港下田防波堤北側基部に設置した標識

点イ Aから三二四度一分四七〇メートルの点

ロ Aから三二八度四〇分九二二メートルの点

ハ Bから三五一度四五分七八五メートルの点

ニ Bから一三度三〇分三八二メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百七十六号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 魚類小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字平野片添地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大字平野森野漁港(片添)片添C護岸基部南西角に設置した標識

点イ Aから二六度三〇分五二〇メートルの点

ロ Aから一九度五〇七メートルの点

ハ Aから一九度三五〇メートルの点

ニ Aから一三〇度三六一メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百七十七号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 こんぶ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年六月三十日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字和佐地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 大島郡周防大島町大字和佐森野漁港(和佐) B防波堤突端に設置した
標識

- (一) 公示番号 区第二百七十八号
- (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
 - 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置 大島郡周防大島町大字和田地先
- (四) 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- (五) 地点の位置
 - 基点A 大島郡周防大島町大字和田漁港(逗子) 和田一号防波堤突端に設置した標識
 - 点イ Aから一八一度四六〇メートルの点
 - ロ Aから一八三度三〇メートルの点
 - ハ Aから二二〇度四二〇メートルの点
 - ニ Aから二〇九度五四〇メートルの点
- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、いかり及びいかだを撤去しなければならない。

- (五) 地元地区 大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)
- 二 免許予定日 平成二十年九月一日
- 三 漁業権存続期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで
四 免許申請期間

- 五 漁場図閲覧場所
 - 山口県農林水産部水産振興課
 - 山口県下関水産振興局並びに山口県柳井水産事務所、山口県防府水産事務所及び山口県秋水産事務所
 - 山口県日本海海区漁業調整委員会事務局及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

山口県告示第七十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成二十年二月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 免許の内容たるべき事項
 - (一) 公示番号 定第一号
 - (二) 漁業の種類等
 - 1 漁業の種類 定置漁業
 - 2 漁業の名称 雑魚定置漁業
 - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
 - (三) 漁場の位置 阿武郡阿武町大字惣郷地先
 - (四) 漁場の区域 次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - (五) 地点の位置
 - 基点A 阿武郡阿武町大字惣郷赤島頂上
 - 点イ Aから三〇二度四〇分一、〇四五メートルの点
 - ロ Aから二七一度三〇分一、一六〇メートルの点
 - ハ Aから二一六度五八〇メートルの点
- (五) 地元地区 阿武郡阿武町大字惣郷

(一) 公示番号 定第二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市大島字名切地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大島字名切亀石頂上

点イ Aから九〇度七二〇メートルの点

ロ Aから四八度八六〇メートルの点

ハ Aから二二度二九〇メートルの点

(五) 地元地区

萩市大島

(一) 公示番号 定第三号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市大字椿東越ヶ浜地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大字椿東越ヶ浜笠山磯笠山出東端

B " " 越ヶ浜笠山磯垣網瀬頂上から三三〇度六〇メートルの点

に設置した標識

(五) 地元地区

萩市大字椿東(越ヶ浜地区及び後小畑地区に限る。)

点イ Aから五〇度一、〇五〇メートルの点

ロ Bから二五度一、〇五〇メートルの点

(一) 公示番号 定第四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 八月一日から翌年七月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市三見鯖島地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに次のハ、ニ、ホ、ヘ、ハの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市三見鯖島馬ヶ瀬頂上

B " " 鯖島ヒシャゴ瀬頂上

C " " 鯖島平瀬頂上

点イ Aから八五度六〇〇メートルの点

ロ Bから七〇度五〇〇メートルの点

ハ Cから一四九度四〇〇メートルの点

ニ Aから一六〇度一、〇〇〇メートルの点

ホ Aから二五八度一、〇〇〇メートルの点

ヘ Cから二四四度四〇〇メートルの点

(五) 地元地区

萩市三見

(六) 制限又は条件

(四)のハ、ニ、ホ、ヘ、ハの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の垣網の敷設期間は、十月一日から翌年三月三十一日までとし、上面は、最大高潮時において

水面下三メートル以上にしなければならない。

平成二十年二月二十六日印刷
平成二十年二月二十六日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

(一) 公示番号 定第五号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 九月一日から翌年七月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市通字南堂地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市通字南堂熊ヶ鼻東端に設置した標識

点イ Aから一八〇度一三〇メートルの点

ロ Aから八七度三〇分一、〇三〇メートルの点

ハ Aから六一度一、〇二〇メートルの点

(五) 地元地区

長門市通

(一) 公示番号 定第六号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下関市大字蓋井島深川地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市大字蓋井島深川東端に設置した標柱

点イ Aから七一度八五〇メートルの点

ロ Aから三七度八五〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市大字蓋井島

二 免許予定日

平成二十年九月一日

三 漁業権存続期間
平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

四 免許申請期間

平成二十年二月二十六日から同年四月三十日まで

五 漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県下関水産振興局及び山口県萩水産事務所

山口県日本海海区漁業調整委員会事務局